令和４年１月 26 日

定時制　生徒・保護者　様

京都府立鳥羽高等学校
校　長　川 口　浩 文

## 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者特定方法及び御家庭へのお願いについて

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染拡大防止についても御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新聞報道等において、京都府・市の保健所等における新型コロナウイルス感染症濃厚接触者特定方法の変更が報じられるなど、新型コロナウイルスの急感染拡大に伴い、社会的な対応状況に変化が出てきています。

つきましては、現状況下での学校の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、今後変更や新たな学校の対応等が生じましたら、本校のホームページ（この文書の裏面の終わりにＱＲコードを記載）の「緊急のお知らせ」欄に掲載するとともに、改めてお知らせいたします。

記

### １　保健所等の対応の変更について

（従来）

保健所が感染者に行動歴を聞き取る積極的疫学調査で濃厚接触者を特定し、該当者に連絡し、適切な対応を求める。

**（今回の変更）**

**感染者本人から「濃厚接触者の定義」にあてはまる人に連絡し、連絡を受けた人が自主的に検査を受けたり、行動自粛を行ったりする。**

### ２　学校の対応について

新型コロナウイルス感染の陽性や濃厚接触者となったことの判明、もしくは疑いが生じた場合は、従来と同様に、生徒・保護者から学校へ御連絡いただき、学校と連携して適切な対応をしていただきますようお願いします。陽性の生徒が判明した場合、学校は、府教育委員会等の関係機関と連携し、濃厚接触者と見なす必要がある生徒等に対応すると共に、学校内での感染拡大防止に努めます。なお、学級閉鎖等の一斉連絡が必要な場合は、対象の生徒（又は保護者）に電話連絡をするとともに、本校のホームページの「緊急のお知らせ」欄に掲載しお知らせします。

［裏面に続く］

## ３　濃厚接触者の定義に該当するケースについて

（例）感染者の発症や検査の２日前以降に、その人に会った場合であって、さらに

- 感染者との同居や長時間の密な接触(車内、航空機を含む)があった
- 感染者と、手で触れる距離(１メートル)で、マスクを着用せず 15 分以上会話した
- 感染者と、マスク無しの会話を伴う飲食をした（＊黙食をしていない）

などのいずれかに該当する場合

## ４　保護者の皆様へ

（１）御家庭においても基本的な感染防止対策を行っていただくとともに、人権侵害につながることのないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう御指導ください。

（２）兄弟姉妹の通う学校で陽性者が出るなどして、**同居御家族が「濃厚接触者になる可能性」によって自宅待機となった場合**、生徒本人も登校を控えて、以後の登校について本校と御相談ください。

（３）**同居御家族に「濃厚接触者」が判明した場合**は、登校を控え、これまで通りその方の PCR 検査陰性を確認した上で、生徒に登校させるよう御協力ください。

（４）**生徒本人が「濃厚接触者」に該当する連絡を受けた場合（同居家族の陽性を含む）**は、登校を控え、本校以外からの連絡だった場合は、本校にその旨を連絡してください。感染者との最終接触後 10 日間は自宅待機の上、健康状態に注意を払い行動を自粛してください。

（５）**生徒本人の陽性が判明した場合**、登校を控え療養に努めるとともに、発症日前２日間（無症状の場合は検査日前２日間）以降の行動履歴のアウトラインを整理してください。

（６）お子様の日常的な健康観察は継続して行ってくださいますようお願いします。

（７）発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）に相談し、休診等の場合は、専用窓口［きょうと新型コロナ医療相談センター：(京都府・京都市共通) 電話 075－414－5487］等へ御相談いただき、指示に従ってください。

（８）本人や同居の御家族が新型コロナウイルス感染症の疑いにより検査を受けることになった場合、学校まで必ず御連絡くださいますようお願いします。

（９）御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

平日（13:00～21:30）の連絡先（鳥羽高校定時制）：**０７５－６７２－８４８１**
メール：**toba-hs-tei@kyoto-be.ne.jp**
学校休業日の緊急連絡：**メールのみ（首席副校長に転送されます。）**
メールの件名：**「緊急　コロナ」**
メールの記載内容：**「年・組・番号・氏名・用件・連絡先（携帯電話番号等）」**

学校ＨＰのＱＲコード